

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則(平成20年8月15日通知)

(下線部分変更)

新	旧
<p>(株主名簿管理人等の申請事項)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構は、規程第13条第4項又は第11項の場合において、指定株主名簿管理人等の株主名簿管理人コードを公表する。</p> <p>4 規程第13条第10項に規定する規則で定める事項は、株主名簿管理人コードとする。</p> <p>(発行代理人の申請事項)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構は、規程第14条第4項又は第11項の場合において、発行代理人の代理人コードを公表する。</p> <p>4 規程第14条第10項に規定する規則で定める事項は、代理人コードとする。</p> <p>(支払代理人の申請事項)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(株主名簿管理人等の申請事項)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構は、規程第13条第3項又は第9項の場合において、指定株主名簿管理人等の株主名簿管理人コードを公表する。</p> <p>4 規程第13条第8項に規定する規則で定める事項は、株主名簿管理人コードとする。</p> <p>(発行代理人の申請事項)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構は、規程第14条第3項又は第9項の場合において、発行代理人の代理人コードを公表する。</p> <p>4 規程第13条第8項に規定する規則で定める事項は、代理人コードとする。</p> <p>(支払代理人の申請事項)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 機構は、規程第 15 条第 4 項又は第 11 項の場合において、支払代理人の代理人コードを公表する。

4 規程第 15 条第 10 項に規定する規則で定める事項は、代理人コードとする。

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

第16条 (略)

2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 法第44 条第1 項各号に掲げる者であることを証する書類
(その他の法令により口座管理機関となるために必要な免許又は登録等を受けている場合には、当該免許又は登録等を受けていることを証する書類を含む。)

(5) ~ (7) (略)

3 ~ 6 (略)

(振替株式無償割当ての通知の通知方法)

第 138 条 (略)

2 規程第 92 条第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 92 条第 1 項第 3 号の基準日の 2 週間前又は株式無償割当てに係

3 機構は、規程第 15 条第 3 項又は第 9 項の場合において、支払代理人の代理人コードを公表する。

4 規程第 15 条第 8 項に規定する規則で定める事項は、代理人コードとする。

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

第16条 (略)

2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 法第44 条第1 項各号に掲げる者であることを証する書類

(5) ~ (7) (略)

3 ~ 6 (略)

(振替株式無償割当ての通知の通知方法)

第 138 条 (略)

2 規程第 92 条第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 92 条第 1 項第 3 号の基準日の 2 週間前までにしなければならな

る株主確定日の前の機構が別に定める日までにしなければならない。
い。

(株式無償割当てについて準用する規程の規定の読替え等)

第 140 条 (略)

2 第 106 条から第 118 条までの規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
同第 80 条第 1 項第 3 号の全部抹消する日の <u>2 週間前まで</u>	株式無償割当ての基準日の 2 週間前まで又は株式無償割当てに係る株主確定日の前の機構が別に定める日まで
(略)	(略)
記載又は記録の全部の抹消	株式無償割当ての基準日又は株式無償割当てに係る株主確定日

3 (略)

(総株主通知日程案内の通知時期)

第 183 条 機構は、規程第 146 条第 1 項の総株主通知日程案内の通知を、原則として、株主確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日(第 195 条第 1 項括弧書きに規定する場合において総株主通知請求が新株予約権無償割当てに係る株主確定日の 8 営業日前の日に行われたときは、株主確定日の前営業日から起算して 6 営業日前の日)に行う。

い。

(株式無償割当てについて準用する規程の規定の読替え等)

第 140 条 (略)

2 第 106 条から第 118 条までの規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
同第 80 条第 1 項第 3 号の全部抹消する日	株式無償割当ての基準日
(略)	(略)
記載又は記録の全部の抹消	株式無償割当ての基準日

3 (略)

(総株主通知日程案内の通知時期)

第 183 条 機構は、規程第 146 条第 1 項の総株主通知日程案内の通知を、原則として、株主確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日に行う。

2 (略)

(発行者による総株主通知請求の方法)

第 195 条 振替株式の発行者は、規程第 151 条第 1 項の総株主通知請求を行う場合には、機構に対し、株主確定日とする日の前営業日を起算日として 9 営業日前の日まで(新株予約権無償割当てに係る株主確定日のための総株主通知請求の場合には、株主確定日とする日の前営業日を起算日として 8 営業日前の日まで)に行わなければならない。

2・3 (略)

(振替新株予約権付社債の無償割当ての通知の通知方法)

第 301 条 (略)

2 規程第 223 条第 1 項の通知は、同第 12 条に規定する通知その他の機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 223 条第 1 項第 3 号の基準日の 2 週間前又は新株予約権付社債無償割当てに係る株主確定日の前の機構が別に定める日までにしなければならない。

(新株予約権付社債無償割当てについて準用する規定の読替え等)

第 303 条 規程第 223 条第 3 項において新株予約権付社債無償割当てについて同第 80 条第 2 項から第 22 項まで、第 81 条、第 82 条及び第 83 条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

2 (略)

(発行者による総株主通知請求の方法)

第 195 条 振替株式の発行者は、規程第 151 条第 1 項の総株主通知請求を行う場合には、機構に対し、株主確定日とする日の前営業日を起算日として 9 営業日前の日までに行わなければならない。

2・3 (略)

(振替新株予約権付社債の無償割当ての通知の通知方法)

第 301 条 (略)

2 規程第 223 条第 1 項の通知は、同第 12 条に規定する通知その他の機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 223 条第 1 項第 3 号の基準日の 2 週間前までにしなければならない。

(新株予約権付社債無償割当てについて準用する規定の読替え等)

第 303 条 規程第 223 条第 3 項において新株予約権付社債無償割当てについて同第 80 条第 2 項から第 22 項まで、第 81 条、第 82 条及び第 83 条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

定		
第 80 条第 5 項、第 13 項、第 15 項、第 20 項及び第 21 項	全部抹消する日の前営業日	新株予約権付社債無償割当ての基準日又は新株予約権付社債無償割当てに係る株主確定日
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第 81 条第 1 項	(略)	(略)
	全部抹消する日	新株予約権付社債無償割当ての効力発生日
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第 82 条第 1 項	第 80 条第 20 項第 1 号イ及び同項第 2 号イ並びに同条第 21 項第 1 号イ、第 2 号、第 3 号イ及び第 4 号イの振替株式についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主報告	第 223 条第 1 項第 3 号の新株予約権付社債無償割当ての基準日又は新株予約権付社債無償割当てに係る株主確定日に係る総株主報告
	(略)	(略)

定		
第 80 条第 5 項、第 13 項、第 15 項、第 20 項及び第 21 項	全部抹消する日の前営業日	新株予約権付社債無償割当ての基準日
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第 81 条第 1 項	(略)	(略)
	全部抹消する日	新株予約権付社債無償割当ての基準日
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第 82 条第 1 項	第 80 条第 20 項第 1 号イ及び同項第 2 号イ並びに同条第 21 項第 1 号イ、第 2 号、第 3 号イ及び第 4 号イの振替株式についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主報告	第 223 条第 1 項第 3 号の新株予約権付社債無償割当ての基準日に係る総株主報告
	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2～4 (略)

5 第106条から第119条までの規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第116条第1項	振替株式会社についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主通知	新株予約権付社債無償割当ての基準日又は新株予約権付社債無償割当てに係る株主確定日に係る総株主通知

(払込金の振込時期)

第346条 規程第267条第1項に規定する払込金の振込みは、機構加入者が機構に対し同第265条第1項の請求又は同条第7項の通知をした日の午前中に行うものとする。

(新株予約権無償割当てについて準用する規定の読替え等)

第350条 規程第269条第2項において新株予約権無償割当てについて同第80条第2項から第22項まで、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2～4 (略)

5 第106条から第119条までの規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第116条第1項	振替株式会社についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主通知	新株予約権付社債無償割当ての基準日に係る総株主通知

(払込金の振込時期)

第346条 規程第267条第1項に規定する払込金の振込みは、機構加入者が機構に対し同第265条第1項の請求又は同条第7項の通知をした日の翌営業日の午前中に行うものとする。

(新株予約権無償割当てについて準用する規定の読替え等)

第350条 規程第269条第2項において新株予約権無償割当てについて同第80条第2項から第22項まで、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

第 80 条第 5 項、第 13 項、第 15 項、第 20 項及び第 21 項	全部抹消する日の前営業日	新株予約権無償割当ての基準日又は新株予約権無償割当てに係る株主確定日	第 80 条第 5 項、第 13 項、第 15 項、第 20 項及び第 21 項	全部抹消する日の前営業日	新株予約権無償割当ての基準日
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 81 条第 1 項	(略)	(略)	第 81 条第 1 項	(略)	(略)
	全部抹消する日	新株予約権無償割当ての効力発生日		全部抹消する日	新株予約権無償割当ての基準日
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
第 82 条第 1 項	第 80 条第 20 項第 1 号イ及び同項第 2 号イ並びに同条第 21 項第 1 号イ、第 2 号、第 3 号イ及び第 4 号イの振替株式についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主報告	第 223 条第 1 項第 3 号の新株予約権無償割当ての基準日又は新株予約権無償割当てに係る株主確定日に係る総株主報告	(新設)	(新設)	(新設)
	第 80 条第 20 項又は第 21 項の規定により全部抹消する日において	第 223 条第 3 項において読み替えて準用する第 80 条第 20 項又は第 21 項の規定		(新設)	(新設)

		により新株予約権無償割当ての効力発生日において
(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 第 106 条から第 119 条までの規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 115 条第 1 項	取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部を取得するのと引換えに当該株主に対して振替株式を交付するに際し、	新株予約権無償割当てによりその株主に対して振替新株予約権を交付するに際し、
	自己の振替株式	自己の振替新株予約権
第 116 条第 1 項	振替株式についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主通知	新株予約権無償割当ての基準日又は新株予約権無償割当てに係る株主確定日に係る総株主通知

(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 第 106 条から第 119 条までの規定を準用する場合において、第 115 条第 1 項中「取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部を取得するのと引換えに当該株主に対して振替株式を交付するに際し」とあるのは、「新株予約権無償割当てによりその株主に対して振替新株予約権を交付するに際し」と読み替えるものとする。

この改正規定は、平成 22 年 6 月 21 日から施行する。ただし、第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 16 条の改正規定については、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

以 上